

『オンライン資格確認』を考える

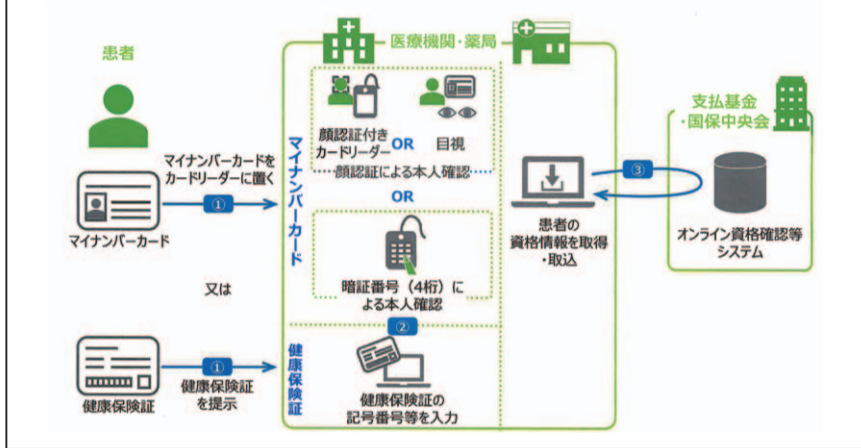
—今後の流れと導入の是非—

健康保険証のオンライン資格確認が令和3年3月からスタートする。これまでの目視による健康保険証の確認との大きな違いは、マイナンバーカードを健康保険証の代わりに用いることで、オンライン上で資格確認ができるようになることだ。制度スタートに先立ち、オンライン資格確認導入を促すためのポータルサイトが立ち上がるなど準備が進められている。ここではオンライン資格確認導入の流れ、導入のメリットやデメリットを確認していきたい。

オンライン資格確認とは？

オンライン資格確認は令和3年3月にスタート予定の制度。これまで健康保険証は医療機関等の受付において“目視”で確認していたが、オンライン資格確認を導入した場合、文字通り“オンラインで健康保険証の資格を確認”することになる。オンライン資格確認はマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせるものであり、マイナンバーカードのICチップを専用のカードリーダーで読み取ることで、審査支払機関で一元管理することになる患者の資格情報をその都度確認できるというものだ。健康保険証でも、記号番号を入力することで、情報を取得できるが、国としてはこれを機にマイナンバーカードを普及させたいと考えた。

図1
オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



オンライン資格確認を行うためには、医療機関等にマイナンバーカードを持参した人物が本人であるかどうかを確認するための顔認証付きカードリーダー導入が必要となる。1台あたり約10万円のカードリーダーを全国の医療機関や調剤薬局に無償提供するための費用が既に国では予算付けされている。また、オンライン資格確認は、無償提供されるカードリーダーだけで行うことはできず、それにともなうシステム構築が必要であり、そのための補助費用も予算付けされている。

因みに、マイナンバーカードは初回登録をしなければ健康保険証として活用できない。初回登録は政府運営のマイナポータルから患者自身で行うか、医療機関でカードリーダーからマイナンバーの暗証番号認証を行うことで登録ができる。

図2
○ マイナンバーカードの保険証利用において、顔認証又は4桁の暗証番号により本人確認ができる。
○ 医療機関等が薬剤情報・特定健診情報の閲覧する際は、同意意思を明示的に確認した上で患者本人からの同意を毎回取得することをシステム上で担保している。
(過去に知り得た被保険者番号を悪用した取得等ができないような仕組み)



オンライン資格確認は“義務化”ではない

オンライン資格確認の導入は義務ではない。導入に際してはメリット・デメリットがあり、各医療機関の実情に応じて導入を検討するべきだ。1点ご注意頂きたいのは、前述のとおりシステム導入に際しては補助金が適用されるが、補助金申請のためには令和5年3月末までにオンライン資格確認システムを導入し、同年6月末までに申請を行う必要がある。この期間を過ぎてしまうと補助金の申請はできなくなる。補助額については、システムの導入に伴い病院は105万円を上限に、診療所では32.1万円を上限に補助される。

なお、システム導入のために必要となるものとしては、

- マイナンバーカードの読取・資格確認のためのソフトウェア・機器
(※資格確認用のPC購入も必要)
 - ネットワークなどの環境整備
 - レセコン・電子カルテ等の既存システムの改修
- などがあげられる(※オンライン資格確認を行うためには、レセプトオンライン請求を行っていることが前提条件となる)。

繰り返しになるが、無償提供されるのは顔認証付きカードリーダーのみであり、それ以外のシステム構築に関する費用は補助を受けながら導入していくことになる。システムの導入・構築に関しては、現在関わりのあるシステムベンダ等に相談が必要だ。

無償提供されるカードリーダーは、オンライン資格確認に関するポータルサイト(※オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト)から、アカウント登録を行い注文する必要がある。注文しなければ無償のカードリーダーが手元に届くことはない。なお、歯科医師会では個々の申し込みではなく、団体申請も検討されている。

オンライン資格確認のメリット・デメリットとは？

国はマイナンバーカードを普及させるためにオンライン資格確認を進めたいとしているが、医療機関にとってはどのようなメリット・デメリットがあるのだろうか。

メリットとしては、

- 支払基金や国保連合会で一元管理することになる「資格情報」にアクセスして確認を行うため、最新の資格情報が反映され、資格喪失等による無資格受診が減少する。
 - マイナンバーカードを通じて資格情報を取り込むことができ、受付で患者情報を入力する手間が省ける。患者側は、保険者への限度額認定証の申請や医療機関への持参が不要となる。
 - これまでの服薬履歴や特定健診情報を医師・歯科医師等が閲覧できる(※患者の同意手続きが必要)。
- などが考えられる。

デメリットとしては、

- 自治体が管理している公費・地方単独事業は令和3年3月の制度スタート時点では引き継がれない。そのため、マイナンバーカードを持参しオンライン資格確認を行っても、マル福等の受給者証を患者が持参し、その内容を医療機関で確認・入力する必要がある。また、生活保護受給者の医療券も同様の扱いとなる。
 - オンライン資格確認導入により、患者側から質問が増加することやマイナンバーカード紛失の際には対応を求められるなど、事務量の増加や個人情報取り扱いに関するトラブルが懸念される。
 - 端末故障の際の維持費などは、医療機関で負担する。
- といったことが考えられる。

普及推進が図られているが、課題は山積

国はオンライン資格確認の普及に向けて、医療情報化支援基金(2019年に300億円、2020年に768億円)を活用するとしている。オンライン資格確認に向けた準備は着々と進められているが、マイナンバーカードの普及率は今年4月時点で16%に留まっている。マイナンバーを証明する「通知カード」の新規発行が5月に廃止されるなど、普及を進めるための方策をとっているが普及が進むかは不透明だ。

オンライン資格確認を導入した場合、医療機関側ではマイナンバーカードを持参する人、健康保険証を持参する人、それぞれに対して異なった対応を行うなど事務が煩雑になることも想定される。また、個人情報の塊であるマイナンバーカードが医療機関に持ち込まれることで、想定外のトラブルが起きる可能性もある。

その他、医療機関ではマイナンバーカードは預からず、患者自身でカードリーダーにカードを置いてもらう操作のみとされているが、例えば高齢者に対する対応では、医療機関側の職員が操作する場面も考えられる。

オンライン資格確認にはメリットもあるが、導入は任意であること、個人情報に関するトラブル発生の可能性などリスクがあること等を含めて、よくご検討頂きたい。